

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和6年1月30日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：吉野長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから1月30日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○吉野総務課長 報道官の吉野です。

原子力規制委員会の広報日程について御説明します。

1月31日水曜日に、第62回原子力規制委員会の定例会を行います。

議題の1は「日本原子力学会標準『中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法の基本手順』に係る技術評価書案及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の解釈の制定案並びにこれらに対する意見公募の実施」です。

原子炉の運転に伴って放射化した原子炉内の部材は、低レベル放射性廃棄物の中でも比較的放射能濃度が高くなるので、地表から70メートルより深いところに長期間埋設することになっております。これを中深度処分対象廃棄物といいます。この中深度処分対象廃棄物は、放射能濃度が埋設地ごとに決められる最大放射能濃度を下回る場合に埋設処理をすることを可能としています。この判断を行うに当たって、放射能濃度が比較的高いので、直接にそれを測定することができないということから、論理的にその放射能濃度を計算いたしまして埋設処理が可能かどうかを判断するということとなります。

今回、この中深度処分対象廃棄物の放射能濃度の算定について、日本原子力学会が学会標準として決定方法の基本手順を取りまとめ、原子力規制庁がその手順の規制への取り入れについて技術評価を行いました。議題1では、この学会標準の技術評価書の案と、学会標準を規制に取り入れるための規則解釈の制定について委員会にお諮りするものでございます。

議題の2は「原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会（火山部会・基本部会）の審議結果報告」です。

11月10日に開催されました第12回火山部会と、12月21日に開催された第15回基本部会の審議結果の報告を委員会に行うものです。

11月10日の火山部会では、川内原子力発電所、玄海原子力発電所、日本原燃株式会社の再処理施設に関係いたします火山活動のモニタリングの評価の実施状況、また、監視対象となっているカルデラ火山の活動状況の評価、それから、技術情報検討会における

火山事象のスクリーニング結果などが報告されまして、委員の確認を受けました。また、5月10日の日本原燃再処理事業所の視察の報告も行われました。

12月21日の基本部会では、第60回と第61回の技術情報検討会におけますスクリーニングの内容や、原子力規制検査の実施状況について説明が行われました。また、安全性向上評価について、11月15日に行われました原子力規制委員会と関村炉安審会長、山本燃安審会長との意見交換について、両会長からの説明が行われまして、安全性向上評価の役割、運用の見直し、設計古さへの対応について議論が行われております。

定例会では、この火山部会と基本部会で行われた議論の内容について、規制庁から報告を行う予定としております。

次に、審査会、会見などの日程の8番目の案件です。

来週、2月5日月曜日に、第511回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合が開催されます。対応は田中委員です。

議題の1は「三菱原子燃料株式会社（加工施設）の保安規定変更認可申請について」です。

三菱原子燃料株式会社の加工施設の保安規定については、組織の変更、安全性向上評価の実施に伴う変更が行われる予定となっております。本件は1月22日に申請が行われております。本会合が最初の審査となっております。

議題の2は「日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請について」です。

議題2では、日本原燃の再処理施設の地盤モデルの設定に向けた調査の進捗状況について、事業者から説明が行われる予定となっております。

9番目の案件、第3回福島県クリアランス集中処理事業に係る意見交換会合が、2月5日に開催されます。対応は黒川原子力規制企画課長です。

議題は、技術的論点に対する回答でございます。

福井県では、複数の原子力発電所から廃炉に伴って出てくる廃棄物のうち、除染などを行うことで放射性物質に汚染されていないものとして扱うことができる基準、これをクリアランスの基準といいます。これを満たすことが想定される鉄やステンレスなどを収集いたしまして、熔融や放射能の測定などの作業を行った上でリサイクルをするクリアランス集中処理事業の実施を計画されております。

これまで規制庁は、7月31日、10月11日に、本件について福島県などとの意見交換会合を実施してまいりました。事業の規制に関わる法的な論点、技術的な論点について考えを確認してきたものでございます。今回は、10月11日に規制庁から指摘をした技術的な論点について説明を聴取することが予定をされております。

本日の広報日程は以上です。

## <質疑応答>

○司会 司会より失礼いたします。

今、報道官のほうから説明がありました、2月5日、(9)につきましては、第3回福井県のクリアランスの意見交換会合になりますので、参加している自治体も福井県ということでございます。

それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—